

大学共同利用機関法人自然科学研究機構事務組織規程

平成16年4月1日

自機規程第48号

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 事務局（第2条～第6条）
- 第3章 国立天文台事務部（第7条～第11条）
- 第4章 核融合科学研究所管理部（第12条～第16条）
- 第5章 岡崎統合事務センター（第17条～第22条）
- 第6章 課及び室の分掌及び職（第23条～第26条）
- 第7章 雑則（第27条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年通則第1号。以下「通則」という。）第17条第2項、第23条第2項、第29条第3項及び第53条第2項の規定に基づき、大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）における事務局及び機構が設置する大学共同利用機関（以下「機関」という。）の事務組織について定めることを目的とする。

第2章 事務局

（事務局に置く課等）

第2条 事務局に、次の4課を置く。

- 一 総務課
- 二 人事労務課
- 三 財務課
- 四 研究協力課

2 財務課に施設・資産マネジメント室を置く。

（総務課の所掌事務）

第3条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 機構の事務に関する総合調整に関すること。

- 二 事務局及び共創戦略統括本部の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- 三 機密に関すること。
- 四 機構の式典その他諸行事に関すること。
- 五 役員会、機構長選考・監察会議、経営協議会、教育研究評議会、機構会議、その他の重要な会議に関すること。
- 六 機構の公印（銀行印を除く。）の管守に関すること。
- 七 文書の接受、発送及び整理保存に関すること。
- 八 通則その他規程等の制定及び改廃に関すること。
- 九 役員の秘書に関すること。
- 十 機構の保有する情報の公開に関すること。
- 十一 機構の保有する個人情報（特定個人情報を除く。）の保護に関すること。
- 十二 役職員の出張に関すること。
- 十三 中期目標・中期計画及び点検・評価に関すること。
- 十四 事務情報化に関すること。
- 十五 情報ネットワークに関すること。
- 十六 広報に関すること。
- 十七 機構の監査に関する総括及び連絡調整に関すること。
- 十八 総務課の所掌事務に係る監査に関すること。
- 十九 総務課の所掌事務に係る調査統計及び諸報告に関すること。
- 二十 その他他の機関並びに課の所掌に属さないこと。

（人事労務課の所掌事務）

第3条の2 人事労務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 役職員の任免、給与、服務、懲戒、研修及び退職手当に関すること。
- 二 役職員の災害補償に関すること。
- 三 職員の労働安全衛生及び福利厚生に関すること。
- 四 文部科学省共済組合に関すること。
- 五 栄典及び表彰に関すること。
- 六 労働組合に関すること。
- 七 所得税及び地方税の徴収に関すること。
- 八 機構の保有する個人情報（特定個人情報に限る。）の保護に関すること。
- 九 人事労務課の所掌事務に係る監査に関すること。
- 十 人事労務課の所掌事務に係る調査統計及び諸報告に関すること。
- 十一 その他人事労務に関すること。

（財務課の所掌事務）

第3条の3 財務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 財務事務の総括及び連絡調整に関すること。
- 二 契約事務に関すること。
- 三 機構の資金運用に関すること。
- 四 収支計画及び資金計画に関すること。
- 五 機構の予算及び決算に関すること。
- 六 財務課の所掌事務に係る監査に関すること。
- 七 機構の財務諸表の作成及び取りまとめに関すること。
- 八 収入及び支出に関すること。
- 九 銀行印の管守に関すること。
- 十 財務関係の諸規程に関すること。
- 十一 財務課の所掌事務に係る調査統計及び諸報告に関すること。
- 十二 その他財務事務に関すること。

2 施設・資産マネジメント室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 機構の施設整備に関する総括及び連絡調整に関すること。
- 二 機構の施設及び環境の整備計画に関すること。
- 三 機構の工事予算案の準備に関すること。
- 四 工事の設計、積算、施工管理及び検査に関すること。
- 五 工事等の契約事務に関すること。
- 六 施設の安全及び維持管理に関すること。
- 七 資産管理に関すること。
- 八 宿舍事務に関すること。
- 九 防火、防災に関すること。
- 十 施設・資産マネジメント室の所掌事務に係る監査に関すること。
- 十一 施設・資産マネジメント室の所掌事務に係る調査、統計、諸報告及び法令手続に関すること。

(研究協力課の所掌事務)

第4条 研究協力課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 研究協力事務の総括及び連絡調整に関すること。
- 二 国際交流及び研究協力に関すること。
- 三 大学院教育協力に関すること。
- 四 総合研究大学院大学に関すること。
- 五 科学研究費助成事業に関すること。
- 六 寄附金等外部資金に関すること。
- 七 特許等知的財産に関すること。
- 八 産学官の連携に関すること。

- 九 研究連携及び共同利用・共同研究に関すること。
- 十 安全保障輸出管理に関すること。
- 十一 研究協力関係の諸規程に関すること。
- 十二 研究協力課の所掌事務に係る監査に関すること。
- 十三 研究協力課の所掌事務に係る調査統計及び諸報告に関すること。
- 十四 その他研究協力に関すること。

第5条及び第6条 削除

第3章 国立天文台事務部

(事務部に置く課)

第7条 事務部に、次の5課を置く。

- 一 総務課
- 二 研究推進課
- 三 財務課
- 四 経理課
- 五 施設課

(総務課の所掌事務)

第8条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国立天文台及びアストロバイオロジーセンターの事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- 二 儀式その他諸行事に関すること。
- 三 運営会議その他の会議に関すること。
- 四 公印（銀行印を除く。）の管守に関すること。
- 五 文書の接受，発送及び整理保存に関すること。
- 六 規則等の制定及び改廃に関すること。
- 七 情報の公開に関すること。
- 八 個人情報の保護に関すること。
- 九 職員の任免，給与，分限，懲戒，服務等に関すること。
- 十 職員の災害補償及び退職手当に関すること。
- 十一 職員の労働安全管理及び福利厚生に関すること。
- 十二 職員の研修及び勤務評定に関すること。
- 十三 人事記録に関すること。
- 十四 職員の定数に関すること。
- 十五 職員の労働組合に関すること。

- 十六 栄典及び表彰に関すること。
- 十七 共済組合に関すること。
- 十八 中期目標・中期計画及び点検・評価に関すること。
- 十九 事務情報化に関すること。
- 二十 総務課の所掌事務に係る調査統計及び諸報告に関すること。
- 二十一 その他他の課の所掌に属さない事務を処理すること。

(研究推進課の所掌事務)

第8条の2 研究推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 研究推進事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- 二 研究協力に関すること。
- 三 大学院教育協力に関すること。
- 四 総合研究大学院大学に関すること。
- 五 共同研究及び共同利用に関すること。
- 六 特許等知的財産に関すること。
- 七 産学官の連携に関すること。
- 八 研究者の派遣及び受入れに関すること。
- 九 宿泊施設の管理運営に関すること。
- 十 科学研究費助成事業に関すること。
- 十一 外部資金に関すること。
- 十二 日本学術振興会等の事業に関すること。
- 十三 依頼出張に関すること（他課が所掌する事務を除く。）。
- 十四 国際化推進、国際学術及び国際連携に関すること。
- 十五 その他研究推進に関する事務を処理すること。

(財務課の所掌事務)

第9条 財務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 財務事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- 二 収支計画及び資金計画の立案に関すること。
- 三 予算、決算及び財務諸表に関すること。
- 四 財務の監査に関すること。
- 五 収入及び支出に関すること。
- 六 銀行印の管守に関すること。
- 七 納品検収に関すること。
- 八 資産に関すること（施設課が所掌する事務を除く。）。
- 九 宿舎に関すること（施設課が所掌する事務を除く。）。
- 十 その他財務に関する事務を処理すること。

(経理課の所掌事務)

第9条の2 経理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 経理事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- 二 契約に関すること（施設課が所掌する事務を除く。）。
- 三 謝金及び旅費の経理に関すること。
- 四 その他経理に関する事務を処理すること。

(施設課の所掌事務)

第10条 施設課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 施設整備に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- 二 施設及び環境の整備計画に関すること。
- 三 工事の企画及び予算案の準備に関すること。
- 四 工事の設計、積算、施工監理及び検査に関すること。
- 五 工事等の契約事務に関すること。
- 六 工事業者の資格審査に関すること。
- 七 施設の安全及び維持管理に関すること。
- 八 施設の点検・評価及び有効活用に関すること。
- 九 環境の保全及びエネルギー管理に関すること。
- 十 土地建物の譲渡及び譲受並びに貸借に関すること。
- 十一 防火、防災に関すること。
- 十二 構内警備に関すること。
- 十三 宿舍の維持管理に関すること。
- 十四 施設課の所掌事務に係る調査統計、諸報告及び法令手続に関すること。

(事務部以外の事務組織等)

第11条 通則第24条の規定するプロジェクト室等に、事務部又は事務室を置くことができる。

2 前項の事務組織及び所掌事務については、別に定める。

## 第4章 核融合科学研究所管理部

(管理部に置く課等)

第12条 核融合科学研究所管理部に、次の4課を置く。

- 一 総務企画課
- 二 財務課
- 三 研究支援課
- 四 施設・安全管理課

- 2 前項第3号に規定する研究支援課にビジターセンターを置く。
- 3 前項の所掌事務については、別に定める。

(総務企画課の所掌事務)

第13条 総務企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 研究所の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- 二 式典その他諸行事に関すること。
- 三 運営会議その他の会議に関すること。
- 四 公印（銀行印を除く。）の管守に関すること。
- 五 文書の接受，発送及び整理保存に関すること。
- 六 規則等の制定及び改廃に関すること。
- 七 所長及び副所長の秘書業務に関すること。
- 八 情報の公開に関すること。
- 九 個人情報の保護に関すること。
- 十 職員の出張に関すること。
- 十一 中期目標・中期計画及び点検・評価に関すること。
- 十二 事務情報化及び情報ネットワークに関すること。
- 十三 職員の任免，給与，分限，懲戒，服務等に関すること。
- 十四 職員の災害補償及び退職手当に関すること。
- 十五 職員の労働安全衛生及び福利厚生に関すること。
- 十六 職員の研修及び勤務評定に関すること。
- 十七 人事記録に関すること。
- 十八 職員の定数に関すること。
- 十九 職員の労働組合に関すること。
- 二十 栄典及び表彰に関すること。
- 二十一 共済組合に関すること。
- 二十二 地域等の対外的な対応に関すること。
- 二十三 広報に関すること。
- 二十四 総務企画課の所掌事務に係る監査に関すること。
- 二十五 総務企画課の所掌事務に係る調査統計及び諸報告に関すること。
- 二十六 その他総務事務に関すること。
- 二十七 その他他の課の所掌に属さないこと。

(財務課の所掌事務)

第14条 財務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 財務事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- 二 収支計画及び資金計画の立案に関すること。

- 三 予算、決算及び財務諸表に関すること。
- 四 財務の監査に関すること。
- 五 収入及び支出に関すること。
- 六 契約（施設・安全管理課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- 七 銀行印の管守に関すること。
- 八 資産に関すること。
- 九 債権の管理に関すること。
- 十 科学研究費助成事業等外部資金の経理に関すること。
- 十一 謝金及び旅費の経理に関すること。
- 十二 物品の調達に関すること。
- 十三 納品検収に関すること。
- 十四 財務課の所掌事務に係る調査統計及び諸報告に関すること。
- 十五 その他財務事務に関すること。

（研究支援課の所掌事務）

第15条 研究支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 研究支援事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- 二 共同研究及び共同利用に関すること。
- 三 科学研究費助成事業等外部資金に関すること。
- 四 特許等知的財産に関すること。
- 五 産学官の連携に関すること。
- 六 各種研究員等に関すること。
- 七 図書、遂次刊行物その他の情報資料の管理及び運用に関すること。
- 八 学術文献の調査及び情報の提供に関すること。
- 九 国際交流に関すること。
- 十 日本学術振興会事業に関すること。
- 十一 大学院教育協力及び大学、高等学校等との教育連携活動に関すること。
- 十二 総合研究大学院大学に関すること。
- 十三 研究所が主催する国際会議に関すること。
- 十四 共同研究者等の旅費の支給に関すること。
- 十五 研究員宿泊施設の管理運営に関すること。
- 十六 研究支援課の所掌事務に係る調査統計及び諸報告に関すること。
- 十七 その他研究支援事務に関すること。

（施設・安全管理課の所掌事務）

第16条 施設・安全管理課は、次の事務をつかさどる。

- 一 施設設備・安全管理に関し、総括し、及び連絡調整すること。



- 二 施設及び環境の整備計画に関すること。
- 三 工事の設計、積算、施工監理及び検査に関すること。
- 四 工事等の契約事務に関すること。
- 五 工事業者の資格審査に関すること。
- 六 施設の点検に関すること。
- 七 施設の安全管理に関すること。
- 八 環境の保全及びエネルギー管理に関すること。
- 九 防火、防災に関すること。
- 十 警備に関すること。
- 十一 宿舍の管理に関すること。
- 十二 職員の労働安全衛生及び健康管理に関すること。
- 十三 施設・安全管理課の所掌事務に係る調査統計、諸報告及び法令手続に関すること。
- 十四 施設・安全管理課の所掌事務に係る監査に関すること。
- 十五 その他施設・安全管理に関すること。

## 第5章 岡崎統合事務センター

(岡崎統合事務センターに置く課)

第17条 岡崎統合事務センターに、次の6課を置く。

- 一 総務課
- 二 人事労務課
- 三 国際研究協力課
- 四 財務課
- 五 調達課
- 六 施設課

2 前項第1号に規定する総務課に業務支援室を置き、同項第4号に規定する財務課に物品検収室を置く。

3 前項の所掌事務については、別に定める。

(総務課の所掌事務)

第18条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 岡崎3機関等の事務に関し、総括し、及び連絡調整をすること。
- 二 機密に関すること。
- 三 儀式その他諸行事に関すること。
- 四 運営会議その他の会議に関すること。
- 五 公印（銀行印を除く。）の管守に関すること。

- 六 文書の接受，発送及び整理保存に関すること。
- 七 規則等の制定及び改廃に関すること。
- 八 秘書事務に関すること。
- 九 情報の公開に関すること。
- 十 個人情報の保護に関すること。
- 十一 図書，雑誌その他情報資料の整理及び運用に関すること。
- 十二 広報に関すること。
- 十三 中期目標・中期計画及び点検・評価に関すること。
- 十四 事務情報化に関すること。
- 十五 情報ネットワークに関すること。
- 十六 岡崎3機関等の将来構想，制度の改善等に係る事務に関し，調査し，企画し，及び連絡調整に関すること。
- 十七 総務課の所掌事務の調査統計及び諸報告に関すること。
- 十八 業務支援室の運営に関すること。
- 十九 その他他の課の所掌に属さない事務を処理すること。

第18条の2 人事労務課は，次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 職員の任免，給与，分限，懲戒，服務等に関すること。
- 二 職員の災害補償及び退職手当に関すること。
- 三 職員の労働安全衛生及び福利厚生に関すること。
- 四 職員の研修及び勤務評定に関すること。
- 五 人事記録に関すること。
- 六 職員の定数に関すること。
- 七 職員の労働組合に関すること。
- 八 栄典及び表彰に関すること。
- 九 共済組合に関すること。
- 十 人事労務課の所掌事務の調査統計及び諸報告に関すること。
- 十一 その他他の課の所掌に属さない事務を処理すること。

（国際研究協力課の所掌事務）

第19条 国際研究協力課は，次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 学術交流及び研究協力に関すること。
- 二 大学院教育協力に関すること。
- 三 総合研究大学院大学に関すること。
- 四 共同利用研究に関すること。
- 五 日本学術振興会等の事業に関すること。
- 六 知的財産に関すること。

- 七 産学の連携に関すること。
- 八 各種研究員等に関すること。
- 九 競争的経費等に関すること。
- 十 学術研究の奨励及び助成に関すること。
- 十一 外国人研究職員に関すること。
- 十二 放射性同位元素等の取扱いに関すること。
- 十三 組換えDNA実験等に関すること。
- 十四 動物実験及び生命倫理に関すること。
- 十五 科学技術協力協定等に基づく政府間協力事業に関すること。
- 十六 国際シンポジウムに関すること。
- 十七 職員の海外渡航に関すること。
- 十八 岡崎コンファレンスセンターの管理運営に関すること。
- 十九 岡崎共同利用研究者宿泊施設の管理運営に関すること。
- 二十 国際研究協力課の所掌事務の調査統計及び諸報告に関すること。
- 二十一 その他研究協力及び学術交流に関する事務を処理すること。

(財務課の所掌事務)

第20条 財務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 財務事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。
- 二 収支計画及び資金計画の立案に関すること。
- 三 予算、決算及び財務諸表に関すること。
- 四 財務の監査に関すること。
- 五 収入及び支出に関すること。
- 六 銀行印の管守に関すること。
- 七 警備に関すること。
- 八 寄附金の受け入れに関すること。
- 九 宿舍の管理に関すること。
- 十 債権の管理に関すること。
- 十一 現金（小口現金を含む。）預金及び有価証券に関すること。
- 十二 特定契約職員及び短時間契約職員の給与計算に関すること。
- 十三 財務課の所掌事務の調査統計及び諸報告に関すること。
- 十四 納品検収に関すること。
- 十五 その他財務事務に関し他の課の所掌に属しない事務を処理すること。

(調達課の所掌事務)

第21条 調達課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 調達事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。

- 二 物品の購入及び役務等の契約に関すること。
- 三 特定調達契約に関すること。
- 四 旅費に関すること。
- 五 資産（土地建物関係を除く。）に関すること。
- 六 毒物及び劇物の管理に関すること。
- 七 調達課の所掌事務の調査統計及び諸報告に関すること。
- 八 その他調達に関する事務を処理すること。

（施設課の所掌事務）

第22条 施設課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 施設整備に関し、総括し、連絡調整すること。
- 二 施設及び環境の整備計画に関すること。
- 三 工事の企画及び予算案の準備に関すること。
- 四 工事の設計、積算、施工監理及び検査に関すること。
- 五 工事等の契約事務に関すること。
- 六 工事業者の資格審査に関すること。
- 七 施設の安全及び維持管理に関すること。
- 八 施設の点検・評価及び有効活用に関すること。
- 九 環境の保全及びエネルギー管理に関すること。
- 十 資産（土地建物関係に限る。）に関すること。
- 十一 防火、防災に関すること。
- 十二 施設課の所掌事務に係る調査統計、諸報告及び法令手続に関すること。

## 第6章 課及び室の分掌及び職

（課の事務分掌）

第23条 事務局、国立天文台事務部、核融合科学研究所管理部及び岡崎統合事務センター（以下「事務局等」という。）の課に係を置き、課の事務を分掌する。

2 前項の事務分掌については、別に定める。

（特命課長）

第23条の2 事務局等に、特に命ぜられた業務を処理させるため、特命課長を置くことができる。

（課長補佐等）

第24条 課又は室に、課長補佐又は室長補佐（以下「課長補佐等」という。）を置くことができる。

2 課長補佐等は、課長又は室長を補佐し、課又は室の事務を整理する。

(核融合科学研究所の室長等)

第24条の2 第12条第2項に規定するビジターセンターに、センター長を置き、研究支援課課長補佐をもって充てる。

(岡崎統合事務センターの室長等)

第24条の3 第17条第2項に規定する業務支援室及び物品検収室に、室長を置き、事務センター長が指名した者をもって充てる。

(専門員)

第25条 課又は室に、専門員を置くことができる。

2 専門員は、課長又は室長の命を受け、専門的見地から所管の事務を整理する。

(専門職員)

第26条 課に、専門職員を置くことができる。

2 専門職員は、課長の命を受け、指定された事項を処理する。

## 第7章 雑則

(協力)

第27条 通則第2条の2第1項に規定する機構直轄の研究施設の事務を所掌する事務組織は、その所掌する事務について、他の事務組織において行うことの必要性を考慮した上で、他の事務組織に対し協力を依頼することができる。

2 前項の依頼を受けた事務組織は、これに協力するものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年11月24日改正）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。